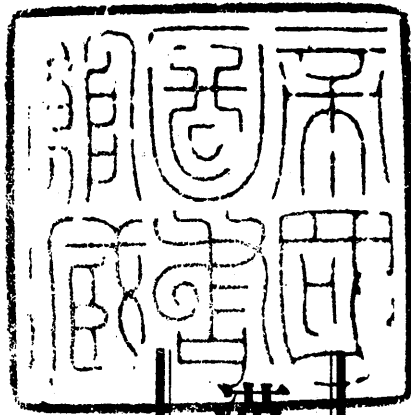


四 漢字字体整理案（国語審議会）

「本案は昭和六年五月臨時国語調査会で発表した常用漢字表（一八五八字）の文字について字体を整理したものである。本案は康熙字典の字体を本として整理したもので、その整理の方針は特別の場合を除く外、慣用を重んじ、簡便を主としたのである。本案に於て整理を施した文字を第一種、第二種に分ける。第一種文字は国定教科書を始め、その他一般に使用するを可とするもの、第二種文字は特別の場合に使用するもの及び普通の場合に使用しても差支ないと認めるものである。」と同案の目的及び方針が凡例に述べられている。

第一種文字は、活字体を筆写体に近づけたもので、一般に広く用いられることを希望し将来の標準字体にしようというもので、現代社会の慣用に最も重きを置いたものとされ、七四三字（乱、属、恋、塩、断、糸、辞、証など）が挙げられている。第二種文字は、第一種に簡易な字体を採った関係上これに対する康熙字典体を採ったものと、いわゆる略字で、第一種とするには時期尚早であると考えられるもの二八九字（亂、屬、戀、仏、独、学、沢、尽、声など）が挙げられている。また、本資料とは別に大正十二年発表の常用漢字表について、その字体を整理したものが、大正十四年十一月に臨時国語調査会の発表した「字体整理案」である。臨時国語調査会は同案を大正十五年七月七日の官報附録雑報に掲載している。

なお、収録に当たって原本（菊判、国立国会図書館蔵本）を拡大（一二二％）した。昭和十三年十一月五日発行（国語協会）。



國語審議會發表

漢字字體整理案



漢字字體整理案

保科孝一

明治四十五年以來の懸案

本年七月廿四日國語審議會の總會で、漢字字體整理案が可決され右整理案の實行について、文部大臣および内閣總理大臣の建議案が提出された。今これについて今日まで漢字字體整理の経過と整理案の内容を簡単に述べて見よう。

文部省における漢字の字體整理は、明治四十五年頃から始まつて居るが、その後しばらく中絶した。しかるに大正五年五月文部省に國語調査の機關が設けられ、各種の問題について調査が進められたが、その中の一がさきに業半で中絶して居た漢字の字體整理であつた。服部(字之吉)博士を委員長に、上田萬年・岡田正之・林泰輔・松井簡治の諸博士を委員とし、漢文科出身の若手數名と私とが加はつて、もつぱらその調査を進め、つひに成案を得て大正八年七月發表されたのが「漢字整理案」である。其整理方針を見るに、「簡便ヲ主トシ、慣用ヲ重ンジ、活字體ト手書體トノ一致ヲ圖ル」といふのであり、さらにこの方針の下に整理を進める目安として「字體ノ簡易ト運筆ノ利便ヲ重ンジ、字形ノ鈞合ヲ整へ、小異ノ合同ヲ圖ル」といふ項目が建てられた。本案の漢字は、尋常小學校用各種教科書における二千六百餘字で康熙字典を本にして整理が進められ、これを以て國民教育上の標準字體とするといふ建前であつたが別に許容字體といふものを設けてゐる。それは古字・略字・俗字等を問はず、標準字體に比して、その字體が一層簡易にして書きやすく、あるひはすでに慣用の久しくかつ廣いものといふ條件で選定されたので、その字數も相當の量に上つて居る。以上の漢字整理案は、將來ひろく國民教育に採用する見込であるが、とにかくこれを世に公にして批評を求めるといふ建前であつたので、國定教科書にはまだ採用されなかつ

た。その後大正十年六月臨時國語調査會を設置し、まづ常用漢字の調査を進めて、同十二年五月常用漢字表一千九百六十字を發表した。しかるに、其常用漢字表中に百五十四字の簡易字體が採用されて居るので、その關係上常用漢字全體にわたつてこれを簡易化し、その統一をはかる必要が痛感された結果、大正十四年十月常用漢字表の字體を整理した「字體整理案」が發表された。その整理方針はさきに發表された「漢字整理案」におけるものとほぼ同様のもので、小學校の國語讀本、すなはち現在のいはゆる舊讀本には、大分採用されたのである。

次に、昭和九年十二月臨時國語調査會が廢止せられ、これに代つて國語審議會が設置された。これは諮問機關であり、各省大臣に建議し得る權能も與へられて、従前の國語調査會に比して、はるかに強化されたのである。それで、翌十年三月松田文部大臣から（一）國語ノ統制ニ關スル件（二）漢字ノ調査ニ關スル件（三）假名遣ノ改定ニ關スル件（四）文體ノ改善ニ關スル件ノ四項にわたる諮問が發せられたので、國語審議會はとりあへず漢字の調査に關する件の中、漢字の字體を整理することが、もつとも時宜を得たものといふことに意見の一致を見たので、九名の主査委員にその調査を託した。爾來主査委員會は二十四回、小委員會數回を重ねて、慎重審議の結果昭和十二年六月成案を得て、これを同年十一月の總會に報告し、さらに本年七月十四日の總會において、これを可決するに至つたのである。

不統一きはまる手書體

現今社會における漢字の慣用を見るに、その字體がすこぶる區々で統一のないことは何人も氣付いて居るところであらう。まづ活字について見ると、これにも種々の字體があつて統一がない。一體活字の字體は康熙字典を基準として居るが、その間社會慣用の字體をも多少混用して居るので、自然その統一を失し、新聞社により、印刷所によつて、所用の活字が異なる場合も生じて、異體の漢字が讀者の眼に觸れるやうになつた。内閣印刷局でも、活字の字體を統一する方針で、目下その整理中であると聞いて居るが、これはひとり印刷局ばかりでなく新聞社や印刷所と協同して行ふべき重要な事業であると

思ふ。それではなければ、活字の字體を完全に統一することが困難であらう。

つぎに、活字體よりもさらに一層統一のないのが手書體である。大正時代の小學國語讀本に「綠」といふ漢字の字體には八通りもあつたことを記憶してゐるが、それと同じやうな例は、手書體の漢字に少くない。單に手書體として慣用されて居るものに、種々の異體があるばかりでなく、さらにこれを活字體と比較すると、一致しないものがすくぶる多いのである。その結果、漢字の字體がいよゝ混亂状態に陥つて、漢字の教育に非常な支障を來して居るのである。現在の新小學讀本は「木」の縦線ははねて居ないが、舊小學讀本では「木」のごとくはねて居る。そこではねる方が正しいか、はねない方が正しいかについて、兄と弟が相争ふことも珍しくない。「者」は日の上に點があるのだが、社會の慣用は大概この點を省いて居る。その點の存在すら氣づかぬ人も多いのであるが、小學兒童が書取の際、木の縦線をはねたり、者の點を忘れたりすると、罰點をつけられる。巳・已・己はみな獨立の文字で、音も意味も異なるのであるが、合體字になると、そのいづれによるべきかに何人も迷ふのである。たとへば「記」は「巳」記「巳」記「巳」といふ區別をあやまらぬやうにすることは、容易の業でない。また月・月・月の區別についても同様で、「朝」は月で月でない、「朗」は月で月でもない、「肥」は月で月でも月でもないといふやうに嚴重にこれを區別して用ゐることは、常人にはすくぶる困難なことであらう。その外字畫の複雑な亂・屬・鹽・廳・攜・獻・獵・藏・豐・邊・鬪・龜等を字典體の通、一點一畫をあやまらぬやうに記憶することは、まったく容易でない。しかるに、我國では康熙字典體を基準として漢字教育を進めて居るから、一點一畫といへども、この基準にそむくことが許されない。もし社會一般が嚴重に康熙字典體をまもつて居るならば格別であるが、實際は一點一畫にさほど深い關心を有たないし、手書體においては、大抵亂・屬・塩・獻・豐・刃・鬪・龜・辭・円・変・点等の簡易な字體を用ゐて居るのである。看板や門標や手紙などに、以上のごとき簡易字體が普通に見受けられるし、しかも世間では別にこれを誤りとは認めて居ない。しかるに、ひとり學校においてのみ、字典體を固守することは、たゞいたづらに漢字學習の負擔を増すのみであるから、これを幾分でも軽減することが刻下の急務と認めて、國語審議會が漢字の字體の簡易化を期するとともに、字體の統

一を圖つたのが「漢字字體整理案」である。

その内容と凡例の二三

漢字字體整理案は以上のごとき理由で成立つたものであるが、その内容について、すこしく説明して見よう。その凡例に

- 一 本案ハ昭和六年五月臨時國語調査會ヲ發表シタ常用漢字表（一八五八字）ノ文字ニツイテ字體ヲ整理シタモノデアアル。
- 二 本案ハ康熙字典ノ字體ヲ本トシテ整理シタモノデ、ソノ整理ノ方針ハ特別ノ場合ヲ除ク外、慣用ヲ重ンジ、簡便ヲ主トシタモノデアアル。

- 三 本案ニ於テ整理ヲ施シタ文字ヲ第一種第二種ニ分ケル。第一種文字ハ國定教科書ヲ始メ、ソノ他一般ニ使用スルヲ可トスルモノ、第二種文字ハ特別ノ場合ニ使用スルモノ、及ビ普通ノ場合ニ使用シテモ差支ナイト認メルモノデアアル。

といふ個條が掲げられてあるが、右の中第一種文字といふのが七四三字、第二種文字といふのが二八九字で、康熙字典そのまゝのもの、つまり別に整理を加へないものが一一一五字といふことになつて居る。

第一種文字は、活字體を手書體に近づけたものといつてよい。これまで、活字體と手書體とがかけはなれて居るために、學習上の困難が少なくなかつた。たとへば、活字體の要・豐・迫・零・齒・龜等は、手書するときは、大抵要・豐・迫・零・齒・龜等の如く書きあらはされるから、整理案はこれを第一種文字として採擇した。また者・暑・都・殺の點を省いたものも同様である。漢字の字體を簡易化して、學習の負擔を軽くすることが整理案の重要な目的であるから、左の如き字體も第一種文字に採擇されて居る。

糸 虫 乱 辞 猷 属 塩 齒 号 証 双 鉄 蚕 断 点 窃 蚕 變 関
又草冠の々は々に、シン入の之は之にすべて改められた。

つぎに、第二種字文には、略字體や行書體のものが多く採擇されてゐる。たとへば、

勞營宝 扣担 炉 沢 独 尽 体 仏 円 刃 処 医 声 弘 画 当
旧 万 解 康 党 礼 湿 核 与

等の如き、その一例である。もつとも第二種文字中に康熙字典體そのまゝのものを入れてある場合もある。それはある特別の場合にその字典體を用ゐる必要があると考へられるからで、亂・囑・斷・獻・繼・辭・龜等がそれである。

第一種文字と第二種文字に分けたのは、整理案としてはすこしく生ぬるゝ、第二種文字中に採擇してある略字體のものはすでに世間でひろく慣用して居るのであるから、これを第一種文字に繰入れて然るべきであるといふ強硬な意見もあつたが急激な變化を避けて、おもむろに進む方が賢明であるとの意見が多數を制して、本案のやうに決定を見るに至つたのである。昨年十一月の總會に本案が報告されたとき、總會はこれを社會に發表して批評を聞き、その取るべきものは取り、改めるべきものは改めることにしようといふので、その後約半年の間世評を聞き、七月の總會でいよいよこれを可決したのである。

切望して止まぬ本案の實行

以上に述べた通り、漢字字體整理案は現今漢字の字體が社會の慣用すこぶる區々にして統一がないので、社會上および教育上少からぬ不便があるから、この不便を除き去るため、活字體と手書體の調和をはかり、其基準を定めて學び易く用ひ易くし、漢字に對する負擔を大に輕減しようとしたものである。ゆゑに、活字體と手書體の調和をはかるにも、社會の慣用に、もつとも重きを置き、なるべく字體の簡易化につとめたのであるから、もしこの案が教育上のみならず、ひろく公用文書や社會一般の生活に慣用せられるやうになれば、その能率が従前に比して、幾倍の向上を見るであらうし、また漢字のなやみも、之によつて大に救はれるであらうことは、言をまたない。

此案は文部大臣の諮問に答へたのであるから、この答申の實行に對して、文部大臣はかならずや善處せられるであらうと信するが、國語審議會は本案の實行を切に希望するあまり、文部大臣および内閣總理大臣にその希望を建議したのである。

内閣總理大臣に提出した建議は、ほゞ左のごとき内容のものである。

昭和十年三月廿五日、文部大臣より本會に諮問せられました事項、(一)國語の統制に關する件、(二)漢字の調査に關する件、(三)假名遣の改定に關する件、(四)文體の改善に關する件の中、先づ漢字の字體にして關して慎重審議の結果、漢字字體整理案を答申致しました。

現在漢字使用の實情に鑑みまして、その字體を整理することが最も必要と認めますから、速に右整理案を教育の實際に應用するとともに、これを廣く各官廳の公用文書に採用する等、その趣旨の徹底について、適當の御取計を希望致します。といふので、内閣においても、十分に考慮せられるであらうと信ずる。

現今わが國民教育における漢字教育は、すこしく嚴正に過ぎる傾がある。書取の考査において、一點一畫の微といへども康熙字典體や國語讀本所掲の字體にそむくことが許されない。もちろん、一點一畫がその生命になつてゐる文字もあるが、社會の慣用から顧みられない様になつて居るものまで、嚴重に考査することはどうかと思ふ。たとへば、者・暑・都等における日の上の點は、社會の慣用からほとんど忘れられて居るものであるのに、この點を忘れたからといつて、罰點を附することは、すこしく酷ではなからうか。朝を「朝」と書き、記を「記」と書くと同様で、これらをすこしく緩和することが、今日の國民教育上もつとも必要であると信ずる。社會にひろく慣用されて居るものを無視して、ひたすら康熙字典體か國語讀本體に據らしめ、一點一畫の微といへども、寛容しない現在の漢字教育は、すこしく行き過ぎて居る感がある。

小學兒童が書取の爲に、いかに苦しむか、これが爲に、かれらの精神的に、はた生理的に蒙る痛手は、神經衰弱や近視眼となつてあらはれて居るので、これはおそらく早晚教育審議會の重要な議題となるのであらうが、國語審議會としても黙過するに忍びない問題であるから、同會の總意として、これに對する善處方を南會長から荒木文部大臣にしたしく要望されたのである。これは文部省としても眞剣に考慮されて然るべき重要な問題であると思ふ。(東京朝日新聞から)